平成２８年（フ）第８８２号
広島市安佐南区八木６丁目12番５―202号
債務者　加藤　　遥
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５号
広島市中区本川町２丁目３番26―302号
債務者　樋口　雅美
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３号
広島市西区己斐本町１丁目６番17―301号
債務者　朝倉夕香子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５５号
山口県下関市新椋野３丁目３番Ｒ３―306号
市営新椋野住宅Ｒ３、前住所山口県下関市大字延行562番地１
債務者　木崎　高恵
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第３号
山口県下関市菊川町大字下岡枝183番地２
債務者　川野　智子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２号
徳島県板野郡松茂町住吉字住吉開拓91―２
エス・プワール306号室、住民票上の住所徳島県阿南市長生町坊ノ前15番地、住民票上の前住所徳島市応神町吉成字七丁原25番地の３
債務者　片山　ルミ（旧姓田野）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１号
高知県室戸市吉良川町乙2040番地１
債務者　吉本　絵里
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第２７０号
福岡県久留米市長門石４丁目５番10―７号
債務者　池田　美雪（旧姓西島）
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２７６号
福岡県久留米市東合川新町２番400―302号
債務者　濱崎　順子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第７７号
福岡県田川市大字糒2153番地１　糒高柳団地２組
債務者　北代　岳晴
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第７８号
福岡県田川市大字糒2153番地１　糒高柳団地２組
債務者　北代　千鶴
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第８１号
福岡県田川市大字奈良231番地13
債務者　森蔭　正直
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１号
福岡県田川市大字伊田4978番地　松原２区松原団地31―２―１
債務者　高津　信代
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１１５号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3397番地
債務者　町田　広徳
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第４号
鹿児島県薩摩川内市田崎町304番地６号室、申立時の住所鹿児島県薩摩川内市平佐町435番地３
債務者　大野　幸夫
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第５号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山655番地１　ル・シエル102
債務者　古波**蔵**敏郎
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１３０２号
千葉県市川市八幡２丁目11番１号（第一コーポ上岡102号）
債務者　守屋　佳通
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係